

令和元年台風第 19 号により被災した河川管理施設等の技術検討会
設置要綱

(目的)

第 1 令和元年 10 月 12 日から 13 日にかけて台風 19 号による大雨により被災した内川、五福谷川及び新川の河川管理施設等に関して、堤防決壊に至った要因分析とその結果を踏まえた復旧工法等について意見を伺うことを目的として、学識経験者や有識者より構成される「令和元年台風第 19 号により被災した河川管理施設等の技術検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 検討会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 被災メカニズムの検証に関すること。
- (2) 復旧工法の検討内容に関すること。

(構成)

第 3 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(座長)

第 4 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。

(事務局)

第 5 会議の事務局は、宮城県土木部河川課に置く。

(検討会の招集)

第 6 検討会は、事務局が招集する。

- 2 事務局は検討会の内容に応じて、構成員以外の者を招集することができる。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。